第24号議案

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成25年加東市条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準(第59条の6~第59条の20)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」 を

「第4節 運営に関する基準 (第59条の6~第59条の20)

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (第59条の20の2・第59条の2 0の3)

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」 に改める。

第1条中「という。)」の右に「第78条の2の2第1項並びに」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42 条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第5条第1号中「政令で定める者」の右に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省

令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任 者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第6条第1項第2号中「(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において、」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3箇月」を「6箇月」に改め、同条第4項中「場合には、」の右に 「正当な理由がある場合を除き、」を加え、「行うよう努めなければならない。」を「行 わなければならない。」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の右に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)」に改める。

第59条の9第6号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(性活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第16

6条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス。(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78第1項に規定する指定生 活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス 等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指 定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規 定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定 通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放 課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後 等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」と いう。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指 定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓 練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機 能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第1 65条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放 課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の 数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数で あるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上である こと。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定 地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、

第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の 2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定 は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定 する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共 生型地域密着型通所介護従事者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従事者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従事者」と、第59条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設 備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に 限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護 事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提 供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3 項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」 と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるの は「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは 「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第 38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人以下」を「18人以下」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の右に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に 規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を、「特定施設」の右に「をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「))の事業」を「)の事業」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、「3人以下と」の右に「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の右に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小

規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。)」の右に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下」の右に「この章において」を加える。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条及び第112条中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうち それぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加え、同条第7項第 1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次 の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員
- 第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「同じ。)及び」を「同じ。) に」に改め、「第39号」の右に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を加え、「をいう。)を併設する場合」を「をいう。以下この項において同じ。)を併設する 場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」に改め、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員
- 第153条中「介護老人保健施設」の右に「若しくは介護医療院」を加える。
- 第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
 - 第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

- 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
- 第168条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - 第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実

施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「看護小規模多機能型居宅介護(」の右に「第82条第7項に規定 する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及 び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定す るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係 る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体 事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(」の右に「第82条第7 項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の 右に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該 本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体 事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る 同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7 項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われているときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利

用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。
- 第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。
 - 第193条中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。
- 第194条第1項中「29人」の右に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あっては、」を「あっては」に改め、「利用定員」の右に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人」を加え、同項第2号中「9人」の右に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)」を加える。
 - 第195条第2項第2号に次のように加える。
 - オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定 看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、

当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の右に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「提供回数等の活動状況」と」の右に、「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第6条中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第10条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同条の次に次の2条を加える。

- 第12条の2 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療 所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着 型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことがで きること。
 - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の 実情に応じた適当数
- 第12条の3 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密

着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部改正)

第2条 加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年加東市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。」を「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改める。

第44条第6項の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。)」の右に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

(加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年加東市条例第 11号)の一部改正)

第3条 加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年加東市条

例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」の右に、「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「であること」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第7項を第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「作成のために」の右に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「歯科医師(以下」を「歯科医師(次号及び第22号において」に 改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、 当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第24号議案 要旨

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定 める条例等の一部改正(要旨)

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の一部が改正されたことに伴い、その基準に従い、又は参酌して定めるべき加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第14号)、加東市指定地域密着型予防介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第15号)及び加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年加東市条例第11号)の基準を改正するものである。

2 改正内容

(1) 加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正(第1条関係)

ア総則

- (ア) 共生型地域密着型サービスの根拠及び定義の追加(第1条・第2条)
- イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (ア) 訪問介護員等の規定の整理(第5条・第46条)
 - (イ) オペレーターに係る基準の見直し(第6条・第32条)
 - a オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更すること。(厚生労働大臣が定めるものは3年以上)
 - b 日中においても、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレータ ーと随時訪問サービスを行う訪問介護員及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応 型訪問介護事業所以外の同一敷地内の事業所の職員の兼務を認めること。
 - c 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集 約を認めること。
 - (ウ) 介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和(第39条)
 - a 介護・医療連携推進会議の開催頻度を年4回から年2回とすること。
 - (エ) 地域へのサービス提供の推進(第39条)
 - a 定期巡回・随時対応型訪問介護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物 に居住する利用者にサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除 き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないこと。

- ウ 夜間対応型訪問介護
 - (ア) オペレーターに係る基準の見直し(第47条)
 - a オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更すること。(厚生労働大臣が定めるものは3年以上)
- 工 地域密着型通所介護
 - (ア) 認知症の根拠規定の改正(第59条の9)
 - (4) 共生型地域密着型通所介護の新設(第59条の20の2・第59条の20の3)
 - a 共生型地域密着型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立 訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、 基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設け ること。
 - (ウ) 療養通所介護利用定員数の見直し(第59条の25)
 - a 療養通所介護事業所は、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達障害等を実施しており、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を引き上げること。

才 認知症対応型通所介護

- (ア) 介護医療院の規定の追加(第61条)
- (イ) 共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し(第65条)
 - a 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者とあわせて12人以下」に見直すこと。

力 小規模多機能型居宅介護

- (ア) 従業者の基準の見直し(第82条)
 - a 従業者の配置数の基準にサテライト型指定看護小規模多機能型居宅事業所を 加えること。
- (イ) 介護医療院の規定の追加(第82条~第84条・第103条)
- キ 認知症対応型共同生活介護
 - (ア) 介護医療院の規定の追加(第111条・第112条・第125条)
 - (イ) 身体的拘束等の適正化の規定の追加(第117条)
- ク 地域密着型特定施設入所者生活介護
 - (ア) 介護医療院、言語聴覚士等の規定の追加(第130条)
 - (イ) 身体的拘束等の適正化の規定の追加(第138条)
- ケ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - (ア) ユニット型施設を併設する場合の従業員の常勤体制の緩和(第151条)

- (イ) 介護医療院、言語聴覚士等の規定の追加(第151条・第153条)
- (ウ) 身体的拘束等の適正化の規定の追加(第157条・第182条)
- (エ) 緊急時等の対応の追加(第165条の2・第168条・第186条)
 - a 入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師 との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない ことを義務づけること。

コ 看護小規模多機能型居宅介護

- (ア) サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準等の創設(第191条)
 - a 代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者(緊急時の訪問対応要員)は、 本体事業所との兼務等により、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所 に配置しないことができること。
 - b 本体事業所及びサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、適切な看 護サービスを提供する体制にあること。
 - c サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1.0人以上とする。
- (イ) 介護医療院の規定の追加(第191条~第193条)
- (ウ) サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準(第194条・第195 条)
 - a サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員、利用定員を新た に定め、サービスの提供に支障がない場合は、病床を宿泊室の兼用を可能とする こと。
- (エ) 介護支援専門員の規定の追加(第199条)
- (オ) 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の準用規定の追加(第202条)

サ その他

療養病床等から地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護へ転換する場合の特例(附則)

- (ア) 指定介護老人福祉施設基準の略称規定の改正(附則第6条)
- (イ) 転換に係る期限の変更(附則第10条~第12条)
- (ウ) 療養病床等から、医療機関併設型地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合について、特例を設ける。(附則第12条の2・第12条の3)
- (2) 加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部改正(第2条関係)
 - ア 介護予防認知症対応型通所介護

- (ア) 認知症の根拠規定の改正(第4条)
- (イ) 介護医療院の規定の追加(第5条)
- (ウ) 共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し(第9条)
 - a ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者とあわせて12人以下」に見直すこと。
- イ 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (ア) 介護医療院の規定の追加(第44条~第46条・第60条)
- ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - (ア) 介護医療院の規定の追加(第72条・第73条・第83条)
 - (イ) 身体的拘束等の適正化の規定の追加 (第78条)
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正(第3条関係)
 - ア 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携の規定の追加(第4条)
 - イ 公正中立なケアマネジメントの確保の規定の追加(第7条)
 - ウ 医療と介護の連携の強化の規定の追加(第7条・第33条)
 - (ア) 入院時における医療機関との連携促進の規定の追加(第7条)
 - a 介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけること。
 - (イ) 平時からの医療機関との連携促進の規定の追加(第33条)
 - a 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て 主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づけること。
 - b 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけること。
- 3 施行期日 平成30年4月1日

行 改 ΤĒ 案 ○加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正 (第1条関係) 目次 目次 第1章~第3章 (略) 第1章~第3章 (略) 第3章の2 第3章の2 第1節~第4節 (略) 第1節~第4節 (略) 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条 の20の2・第59条の20の3) 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設 備及び運営に関する基準 備及び運営に関する基準 第1款~第4款 (略) 第1款~第4款 (略) 第4章~第9章 (略) 第4章~第9章 (略) 附則 附則 (趣旨) (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。 以下「法」という。) 以下「法」という。)第78条の2の2第1項並びに第78 第78 条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サ 条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サ ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるも ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるも のとする。 のとする。 (定義) (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

- 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービ スを提供するものとする。
 - (1) 訪問介護員等(指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護 の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する 政令で定める者

をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利 用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章 において「定期巡回サービス」という。)

 $(2) \sim (4)$ (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う │第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

(1) \sim (5) (略)

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1 項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた 者による指定地域密着型サービスをいう。

(7) (略)

(指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護)

- 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービ スを提供するものとする。
 - (1) 訪問介護員等(指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護 の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する 政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限 る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利 用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章に おいて「定期巡回サービス」という。)

 $(2) \sim (4)$ (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等<u>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)</u> 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上(3)・(4) (略)
- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上

者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

_____ 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者 に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 (3)・(4) (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労

従事した経験を

有する者をもって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) \sim (11) (略)

6 (略)

- 7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事 している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に 支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時か</u> ら午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員

<u>働大臣が定めるものにあっては、3年以上)</u>従事した経験を 有する者をもって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、

_____当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) \sim (11) (略)
- (12) 介護医療院
- 6 (略)

7 _______当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サー ビスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定 にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事す ることができる。

随時訪問サービスを行う訪問介護員

等を置かないことができる。

$9 \sim 1.1$ (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪 問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規 定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規 定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の 事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サ ービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関す る基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第 1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみな されているとき及び第191条第10項の規定により同条第 4項に規定する基準を満たしているものとみなされていると きを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしている ものとみなすことができる。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、 利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3 6号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいず 等を置かないことができる。

$9 \sim 1.1$ (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪 問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規 定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規 定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の 事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サ ービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関す る基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第 1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみな されているとき及び第191条第14項の規定により同条第 4項に規定する基準を満たしているものとみなされていると きを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしている ものとみなすことができる。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、 利用申込者が<u>施行規則</u>

第65条の4各号のいず

れにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に行われる</u>随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- 4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、

れにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項本文の規定にかかわらず、

腫時対応サービスについては、市長が地域の 実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、 当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が 密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族 等からの通報を受けることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3箇月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2·3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、

当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を<u>行うよう努め</u>なければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係 者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在す る市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成され る協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」 という。)を設置し、おおむね6箇月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による 評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な 要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2·3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者

をいう。以下こ

の章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター (オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

2 (略)

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める 者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪 間介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜 間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」 という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれて いる環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、 通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の 提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令 で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護 職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下こ の章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以 下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペ レーションセンター(オペレーションセンターサービスを行 うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンタ 一従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの 随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章 において「随時訪問サービス」という。)を提供するものと する。

2 (略)

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める 者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に 支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上

サービス提

供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の 状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げる ところによるものとする。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の 状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓 練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提 供する。特に、認知症(<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認 知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要 に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制 を整えるものとする。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密 着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密 着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。 以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。) 第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、 指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等 基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練) 事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定 障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自 立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事 業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設 備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。 以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条 第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として 重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条 において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支 援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援を いう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。) 及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第 66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者を いい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指

定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定 する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者 を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとお りとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第7 8 第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定 自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基 準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練) 事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指 定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指 定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達 支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指 定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサ ービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定す る指定放課後等デイサービス事業所をいう。) (以下この 号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者 の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活 介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指 定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定 障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓 練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指 定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立

訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサ ービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所そ の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (準用)
- 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から 第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従事者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とある

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人 員、設備及び運営に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護 の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下 この節において同じ。)を9人以下 とする。

のは「共生型地域密着型通所介護従事者」と、第59条の5 第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事 業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地 域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」 とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域 密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生 型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、 第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の 13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは 「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第 2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあ るのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において 準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号 中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第 38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を18人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程

の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32 第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主 治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医 療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して 説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得 なければならない。

2 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から 第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除 く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の1 8までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。 この場合において、第34条中

「定期

巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通 所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通 (内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から 第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除 く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の1 8までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。 この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第 59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通 所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通 所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第5 9条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」 と、「6箇月」とあるのは「12箇月」と、同条第3項中「当 たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」 と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とある のは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設

に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、

所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第5 9条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」 と、「6箇月」とあるのは「12箇月」と、同条第3項中「当 たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」 と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とある のは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、

次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時 に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることがで きる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同 生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第 8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をい う。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型 介護老人福祉施設

においては施設ごとに1日当たり3人以下と____

する。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。

次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(利用定員等)

- 第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時 に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることがで きる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同 生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第 8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をい う。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型 介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。) においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型 指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の 数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合 計が1日当たり12人以下となる数とする。
- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。

以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援 (法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介 護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護 予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密 着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援 をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規 定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護 療養型医療施設の運営(第82条第7項

__において「指定居宅サービス事業等」という。) について 3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下 「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指 以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援 (法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介 護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護 予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密 着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援 をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規 定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護 療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下 「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」 という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」 という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型 居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス (登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指

定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。 以下この章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護 事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下 この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当 該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス 基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の 指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事 業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防 小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場 合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅 介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以 下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を 増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介 護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小 規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である) 指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業 所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能

定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。 以下この章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護 事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下 この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当 該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス 基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の 指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事 業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防 小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場 合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅 介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以 下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を 増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介 護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小 規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である 指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業 所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能

型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模 多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及 び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所

__の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員 に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置く ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満た す従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の 職務に従事することができる。

当該指定小規模多機 指定認知症対応型共同生活介護 介護職員

型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模 多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並 びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に 規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護 を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当 たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介 護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の 時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項 において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる 者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員 に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置く ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満た す従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の 職務に従事することができる。

当該指定小規模多機 指定認知症対応型共同生活介護 介護職員

能型居宅介護事業所 事業所、指定地域密着型特定施に中欄に掲げる施設 設、指定地域密着型介護老人福祉等のいずれかが併設 施設又は指定介護療養型医療施されている場合 設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) (略) (略)

能型居宅介護事業所
事業所、指定地域密着型特定施
に中欄に掲げる施設
設、指定地域密着型介護老人福
等のいずれかが併設
社施設、指定介護療養型医療施
されている場合
② (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号
に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院
(略)
(略)

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所で あって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉 に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事 業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機 能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の 提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業 所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。 以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模 多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員によ り当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

 $8 \sim 13$ (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保

り当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

 $8 \sim 13$ (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保

健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス 事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介 護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは 福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、規 則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設______、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス 事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介 護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは 福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、規 則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

<u>7</u> (略)

(協力医療機関等)

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正 化のための研修を定期的に実施すること。
- 8 (略)

(協力医療機関等)

第125条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供 体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人 福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の 連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2 • 3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地 域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、 看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、 常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施 設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施 設以外の介護老人保健施設 又は病院若しくは診 療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下 この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確 保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着 型特定施設をいう。以下同じ。) にあっては、常勤換算方法 で1以上とする。

5 • 6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかか │7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかか

第125条 (略)

(略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供 体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人 福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の 連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2 • 3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地 域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、 看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1人以上は、 常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施 設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施 設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診 療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下 この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確 保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着 型特定施設をいう。以下同じ。) にあっては、常勤換算方法 で1以上とする。

5 • 6 (略)

わらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導 員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場 合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職 員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に 行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士<u>若しくは作</u> 業療法士 又は介護支援専門員
- (2) (略)

 $8 \sim 10$ (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

わらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導 員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場 合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職 員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に 行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士<u>、作業療法</u> 士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (2) (略)
- (3) 介護医療院 介護支援専門員

 $8 \sim 10$ (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

<u>6</u> (略)

(従業者の員数)

第151条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号

第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設<u>をい</u> う。)を併設する場合

は指定地域密着型介護老人福祉施設<u>及びユニット型指定地域</u> 密着型介護老人福祉施設を併設する場合

の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づ

<u>7</u> (略)

(従業者の員数)

第151条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該 指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなけ ればならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユ ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規 定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。 以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同 じ。)に ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人 福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚 生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をい う。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域 密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施 設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第4 7条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又 は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護 老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づ

き配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支 障がない場合は、この限りでない。

$5 \sim 7$ (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適

き配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支 障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設 (当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設 以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉 施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人 福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第 1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、 介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章に おいて「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、 本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人 福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設 の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理 が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと ができる。

$5 \sim 7$ (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適

切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) (略)
- (3) (略)

 $9 \sim 1.7$ (略)

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設______を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、 作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) (略)
- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

 $9 \sim 1.7$ (略)

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設<u>若しくは介護医療院</u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、

6 (略)

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。

(1) \sim (5) (略)

- (6) (略)
- (7) (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

- 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。
 - (1) \sim (5) (略)
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) (略)
 - (8) (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7) (略)

(8) (略)

(従業者の員数等)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘 東等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければな らない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化 のための研修を定期的に実施すること。
- 9 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。

(1)~(6) (略)

- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) (略)
- (9) (略)

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者 │第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者

(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所」という。) ごとに置くべき指定看護小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜 の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の 提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者について は、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規 模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に 当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1 以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者 が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模 多機能型居宅介護(本体事業所で ある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該 本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護 事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所

(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所」という。) ごとに置くべき指定看護小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜 の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の 提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者について は、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規 模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に 当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1 以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者 が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模 多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所で ある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該 本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護 事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44 条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、

の登録者の居宅において行う指	
定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この	
章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及	
び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の	
提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者について	
は、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる	
勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)	
に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務	
に必要な数以上とする。	
$2\sim5$ (略)	2
宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護	(
事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護	
本体事業所である指定看護小規	

第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規 定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本 体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテラ イト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体 事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指 定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この 章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及 び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の 提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者について は、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる 勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。) に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務 に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護 (第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所______

の登録者の心身の状況を勘案し、その 処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿 泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)を いう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及 び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供 するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の 規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び 深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅 介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規

模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係 るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテ ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録 者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当 該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模 多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体 事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その 処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿 泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)を いう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及 び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供 するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の 規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び 深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅 介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規

模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職 務に従事することができる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職 務に従事することができる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 介護医療院
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等 により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利 用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サー ビス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事 業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であっ て、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指 定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの (以下この章において「本体事業所」という。)との密接な 連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提 供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪 間サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業 者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切 に行われると認められるときは、2人以上とすることができ

8 (略)

9 (略)

る。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯 を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機 能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると 認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務 を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことが できる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。
- 11 (略)
- 12 (略)
- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われているときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

10 (略)

(管理者)

第192条 (略)

2 前項 の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若し

14 (略)

(管理者)

第192条 (略)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所 の管理者をもって充てることができる。
- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若し

くは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人

以下とする。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に<u>あっては、</u>登録定員に応じて、次の表に定める利用定

) まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	1 6 人
28人	17人
2 9 人	1 8人

くは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に<u>あっては</u>登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に

あっては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	1 6 人
28人	17人
2 9 人	1 8 人

(1) (略)	
(2) 宿泊室 次に定めるところによる。	
ア〜エ (略)	
3 · 4 (略)	
(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型	
居宅介護報告書の作成)	
第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者	É
は、介護支援専門員	
に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成	

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1か

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

ら9人

(設備及び備品等)

第195条 (略)

) まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1か ら9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所にあっては、6人)まで

(設備及び備品等)

- 第195条 (略)
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 宿泊室 次に定めるところによる。

ア~エ (略)

才 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3 • 4 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型 居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成

に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

 $2 \sim 1.0$ (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、 第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59 条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95 条まで、第97条、第98条、第100条から第104条ま で及び第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居 宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第2 02条において準用する第100条に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第3 4条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の 11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第 5 9 条の 1 3 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある

に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

 $2 \sim 10$ (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、 第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59 条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95 条まで、第97条、第98条、第100条から第104条ま で及び第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居 宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第2 02条において準用する第100条に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第3 4条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の 11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第 5 9 条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある

のは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動 状況」と

_____、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。 附則

(指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老 人福祉施設に係る経過措置)

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設」という。)であって、平成18年3月31日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第152条第1項第1号の規定の適用については、同項イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)

のは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附則

(指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老 人福祉施設に係る経過措置)

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、平成18年3月31日において<u>指定介護</u>老人福祉施設基準

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)

第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正す る法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力 を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第 412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。 以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30 年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病 床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の 施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第2 0条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。) そ の他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させる ための施設の用に供することをいう。) し、指定地域密着型 介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転 換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項 第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入 所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平 方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食 事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供 又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるとき は、同一の場所とすることができるものとする。

第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診

第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正す る法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力 を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第 412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。 以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36 年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病 床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の 施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第2 0条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。) そ の他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させる ための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型 介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転 換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項 第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入 所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平 方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食 事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供 又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるとき は、同一の場所とすることができるものとする。

第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診

療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を平立な療養病床を不可して、 は療養病床を不可して、 は療養病床を不可して、 当該病院の一般病床若しくは療養病床とは、 当該病院の一般病床若しくは療養病床とは、 当該病院とは、 当該病院とは、 当該病院とは、 当該病院とは診療所の施設を介護者、保健施設、軽費者人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所とは入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護者人福祉施設を開設しようとする場合において、 当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

- 第12条の2 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型 指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数
- 第12条の3 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を 有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の 療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日ま

- ○加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部改正(第2条関係)
- 第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防 認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通 所介護」という。)の事業は、その認知症(<u>法第5条の2</u>
 - 一に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなけ

での間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介 護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施 設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又 は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医 療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切 に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地 域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことがで きる。

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなけ

ればならない。

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護 老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38 年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホ ームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養 護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設

、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所を いう。以下この条において同じ。)において行われる指定介 護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を 行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別 養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる 指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の 事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以 下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおり とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利 | 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利

ればならない。

(従業者の員数)

第5条 单独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護 老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38 年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホ ームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養 護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療 院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所を いう。以下この条において同じ。) において行われる指定介 護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を 行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別 養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる 指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の 事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以 下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおり とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(利用定員等)

用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員 に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業

用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、 指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活 を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設 又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例 第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福 祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にお いては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数 の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員 に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小指定認知症対応型共同生活介護 規模多機能型居宅介事業所、指定地域密着型特定施 護事業所に中欄に掲設、指定地域密着型介護老人福 げる施設等のいずれ 祉施設又は指定介護療養型医療 かが併設されている施設(医療法(昭和23年法律 場合 第205号)第7条第2項第4 号に規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。)___ (略) (略) (略)

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第45条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指

者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小指定認知症対応型共同生活介護 規模多機能型居宅介事業所、指定地域密着型特定施 護事業所に中欄に掲設、指定地域密着型介護老人福 げる施設等のいずれ社施設、指定介護療養型医療 かが併設されている施設(医療法(昭和23年法律 場合 第205号)第7条第2項第4 号に規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。)又 は介護医療院 (略) (略) (略)

 $7 \sim 1 \ 3$ (略)

(管理者)

第45条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指

定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第1 73条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条に おいて同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第 2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2 項及び第73条において同じ。)として、3年以上認知症で ある者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定 める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表 者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介 護老人保健施設 、指定認知症対応型共同生活介 護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等と して認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保 健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験 を有する者であって、規則で定める研修を修了しているもの でなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

(略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス │3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス

定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第1 73条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条に おいて同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第 2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2 項及び第73条において同じ。)として、3年以上認知症で ある者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定 める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表 者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介 護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介 護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等と して認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保 健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験 を有する者であって、規則で定める研修を修了しているもの でなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

(略)

の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設____、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。 (管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了してい

(身体的拘束等の禁止)

るものでなければならない。

の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

(協力医療機関等)

第83条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない
- ○加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準等を定める条例の一部改正(第3条関係)

第78条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正 化のための研修を定期的に実施すること。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。

(基本方針)

第4条 (略)

2 • 3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、 地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定す る地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法 (昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する 老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定 介護予防支援事業者、介護保険施設(法第8条第25項に規 定する介護保険施設をいう。以下同じ。)

_____、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること

(基本方針)

第4条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。

等に

つき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

4 (略)

- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防 支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したも のをいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に 規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、 当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる 電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法によ る承諾を得なければならない。
 - (1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
 - (2) (略)

7 (略)

<u>以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること</u>等に つき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 (略)

<u>5</u> (略)

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防 支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したも のをいう。
- 7 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に 規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、 当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる 電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法によ る承諾を得なければならない。
 - (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる ところによるものとする。

(1) \sim (8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために

介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

 $(10) \sim (14)$ (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる ところによるものとする。

(1) \sim (8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

 $(10) \sim (14)$ (略)

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) \sim (20) (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護(法第8条の 2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)、 介護予防通所リハビリテーション(同条第6項に規定する介 護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の医 療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に は、利用者の同意を得て主治の医師又は<u>歯科医師(以下</u>

「主治の医師等」という。)の意見を求め

なければならない。

(22) \sim (28) (略)

 $(15) \sim (20)$ (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護(法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)、介護予防通所リハビリテーション(同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は<u>歯科医師(次号及び第22号において</u>「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22) \sim (28) (略)